

令和3年度厚生労働科学研究費補助金（労働安全衛生総合研究事業） 分担研究報告

建設工事における一人親方等の労働実態に係る 国外の行政施策調査

研究代表者 平岡伸隆 (独) 労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所・主任研究員
研究者分担 吉川直孝 (独) 労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所・上席研究員
研究分担者 大幢勝利 (独) 労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所・センター長

研究要旨

本分担研究では、建設業における一人親方等の労働実態に係る国外の行政施策を調査する。対象国は、英国をはじめとした欧州各国および韓国・シンガポールなどのアジア諸国において労働施策の取り組みが入手しやすい国を選定した。本年は文献調査を主とし、各国行政機関の公開している情報や、論文・雑誌・webに掲載されている情報から一人親方等に対する労働安全衛生施策について調査する。

英国の一人親方の労働安全衛生施策について文献および英国の安全庁（HSE）のwebサイトを利用して情報を収集した。英国は自営業を self-employed person と区分しており、これが日本の一人親方にあたるものと考えられる。公表されている労働災害データによると、2019/20は111人が労働災害で死亡（うち77件は被雇用者、34件は自営業）としている。2015年10月1日以降、自営業者であり、労働活動が他の労働者または一般市民の健康と安全に潜在的なリスクをもたらさない場合、安全衛生法は免除され適用されないとしているが、建設業は最もリスクの高い産業の一つであるので、CDM 2015 規程と COSHH 規則を含むすべての関連法規を遵守する必要があるとしている。また、イギリスは業界が主導して立ち上げた CSCS カードの普及によって、作業員の技術レベルや安全知識が担保されている。なお、自営業者（self-employed）に対する労災保険制度の適用あるいは特別加入の制度はないようであった。

研究分担者

吉川直孝

(独) 労働者健康安全機構労働安全衛生総合
研究所

上席研究員

大幡勝利

(独) 労働者健康安全機構労働安全衛生総合
研究所

研究推進・国際センター長

A 研究目的

我が国では、一人親方等は労働安全衛生法上の労働者には当たらないため、同法の直接の保護対象には当たらないが、建設工事の現場では、他の関係請負人の労働者と同じような作業に従事しており、その業務の実情、災害の発生状況等からみて、技能を持った建設工事の担い手である一人親方等の安全及び健康の確保について、特段の対応が必要であると考えられる。

一人親方等の労働安全衛生に関する行政施策が記載された「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（以下、建設職人基本法という）」が平成 29 年 3 月 16 日に施行された。さらに建設職人基本法に基づく基本計画（平成 29 年 6 月閣議決定）に「一人親方等の安全及び健康の確保」が掲げられ、厚生労働省では、平成 30 年度から、一人親方等に対する研修や指導にかかる事業を実施している。

こうした背景を踏まえ、本研究では、次期防災計画（令和 5 年度開始）の策定作業等において、一人親方等の安全及び健康の確保対策に活用するための基礎的知見を得ることを目標とする。

一人親方等の労働安全衛生の行政施策のモデルとして既にこうした法令・施策が採られている可能性のある諸外国の法制度、運用方法およびその

実態について調査することが有効であると考えられる。そこで本分担研究では、一人親方等に対する労働安全衛生施策を既に実行している可能性が高く、なおかつ災害件数の少ない英国をはじめとして、その他欧州各国の建設現場における建設工事従事者に関する法制度とその運用の実情を把握することを目的とする。

B 研究方法

諸外国の行政政策やその実態について調査するには、文献調査および各行政機関関係者へのヒアリングが有効である。本年は、文献調査を主とし、各国行政機関の公開している情報や、論文・雑誌・web に掲載されている情報から一人親方等に対する労働安全衛生施策について調査する。

C 研究結果

C.1 英国の労働災害統計

英国の安全衛生庁（Health and Safety Executive; HSE）はグレート・ブリテンの労働災害データを公表しており¹⁾、このデータの概観を述べる。なお、ここでいうグレート・ブリテンとは、ブリテン島（イングランド、スコットランド、ウェールズ）を指し、北アイルランドは含まない。

英国国家統計局（Office for National Statistics; ONS）が公表する英国の人口は 2020 年時点で約 6708 万人であり、日本の 52.9 % にあたる。2020 年 2 月時点の労働力人口は 3370 万人、就業者数は 3235 万人である。2019 年の日本の労働力人口は 6886 万人、就業者数は 6724 万人であり、人口、労働力、就業者数ともに日本の約半分の規模といえる。なお、労働力人口は就業者数と完全失業者数の合計である。

英国は労働者数や労働災害による死亡者数・死傷者数ともに Self-employed という区分があり、自営業者の統計が取られている。英国国家統計局のデータによると、2021 年 7-9 月の労働者数（employee）は全産業 2813.7 万人、建設業 138 万

人であり、このうち自営業全体 (self-employed) は全産業で 434.5 万人、建設業で 78.1 万人 (全産業中約 18 %) であった。一方で日本の統計は、日本労働力調査によると 2021 年の「役員を除く雇用者」(労働者) は全産業 5629 万人、建設業 325 万人であり、「雇無業主」(≡一人親方) は全産業 406 万人、建設業 59 万人、「自営業主・家族従業者」(≡一人親方等) は全産業 660 万人、建設業 88 万人である。ここで、英国の建設業は労働者に対して自営業者の人数割合が日本より格段に高いことがわかる。建設業の Self-employed (自営業者) 78.1 万人に対して建設業の労働者数は 138 万人のため、対労働者数比は 0.57 である。一方日本は労働者数 325 万人に対し一人親方等は 88 万人のため、対労働者数比は 0.27 である。

ここで HSE が公表する英国の労働災害を表 C.1 に示す。最新の 2020/21 では全産業で 142 名が死亡しており、このうち労働者は 88 名、自営業者は 54 名である。これを建設業に絞ると 39 名が死亡しており、このうち労働者は 23 名、自営業者が 16 名である。10 万人あたりの死亡率にすると直近の 2020/21 では労働者 1.81 に対して自営業者は 2.10 であり、自営業者が多いものの、例年は労働者の方が高い数値である。1981 年からの全産業・建設業の就業者・労働者・自営業者の 10 万人死亡率を図 C.1 に示す。橙線より緑線が常に下側にある傾向が見て取れる。ただし、全産業の紫線と茶線で比較すると自営業の方が死亡率が高い傾向にあり、建設業が特殊な環境であることがわかる。また、全体的に建設業が全産業に比べて高い水準であることもわかる。

表 C.1 HSE が公表する全産業および建設業の死亡者数

Year	Industry Level	SIC 2007 code ¹	Industry	Number of fatal injuries			Rate of fatal injury per 100,000 workers (or employees / self-employed)		
				Workers	Of which...		Workers	Of which...	
					Employees	Self-employed		Employees	Self-employed
2014/15	All	All (01-99)	All industry	142	97	45	0.46	0.37	0.93
2015/16	All	All (01-99)	All industry	147	108	39	0.47	0.41	0.79
2016/17	All	All (01-99)	All industry	135	99	36	0.42	0.37	0.70
2017/18	All	All (01-99)	All industry	141	97	44	0.44	0.36	0.84
2018/19	All	All (01-99)	All industry	149	106	43	0.46	0.39	0.83
2019/20r	All	All (01-99)	All industry	113	77	36	0.34	0.28	0.68
2020/21p (Note A, Note B)	All	All (01-99)	All industry	142	88	54	0.44	0.32	1.14

Year	Industry Level	SIC 2007 code ¹	Industry	Number of fatal injuries			Rate of fatal injury per 100,000 workers (or employees / self-employed)		
				Workers	Of which...		Workers	Of which...	
					Employees	Self-employed		Employees	Self-employed
2014/15	Section	F (41-43)	Construction	35	24	11	1.63	1.86	1.28
2015/16	Section	F (41-43)	Construction	47	31	16	2.12	2.35	1.78
2016/17	Section	F (41-43)	Construction	31	22	9	1.42	1.72	0.99
2017/18	Section	F (41-43)	Construction	37	25	12	1.60	1.82	1.27
2018/19	Section	F (41-43)	Construction	31	18	13	1.36	1.35	1.37
2019/20r	Section	F (41-43)	Construction	42	29	13	1.82	2.12	1.39
2020/21p (Note A, Note B)	Section	F (41-43)	Construction	39	23	16	1.91	1.81	2.10

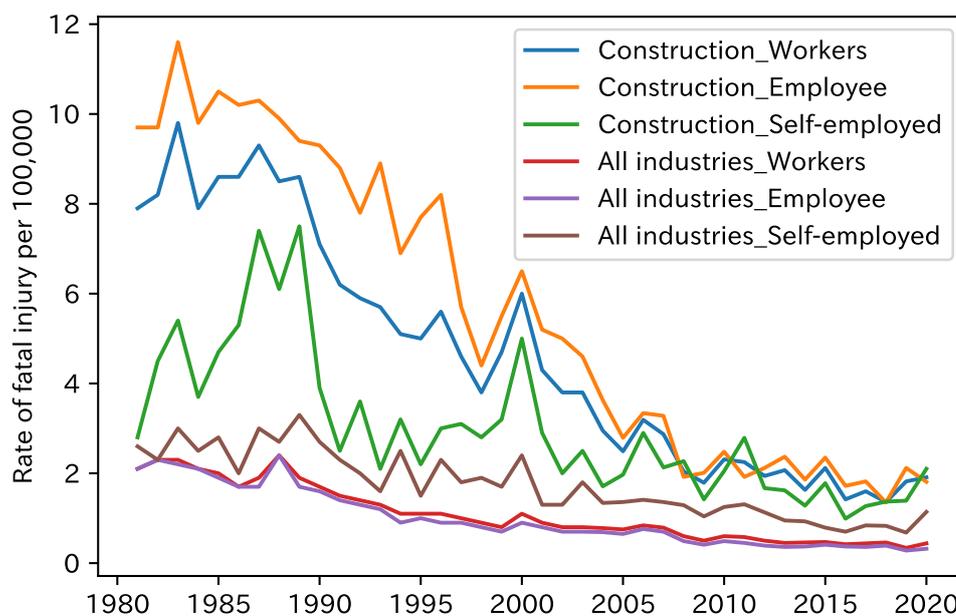


図 C.1 HSE が公表する全産業・建設業の就業者・労働者・自営業者の 10 万人死亡率

C.2 英国における自営業者について

英国における自営業者の行政施策について述べる。なお、諸外国における雇用類似者の働き方について、独立行政法人労働政策研究・研修機構(JILPT)が、厚生労働省の要請を受け研究会を立ち上げ、報告書「雇用類似の働き方に関する諸外国の労働政策の動向 一独・仏・英・米調査から一」[1]をまとめており、これに英国を始め、ドイツ、フランス、アメリカの雇用類似者の労働政策について詳細な調査結果が記述されている。まずはこの報告書を参照されたい。

本稿では、主に建設業に焦点をあて、英国の行政政策について述べる。

まず、英国の雇用権法 (the Employment Rights Act 1996:ERA) 230 条を以下に引用する。

230 Employees, workers etc.

(1) In this Act “employee” means an individual who has entered into or works under (or, where the employment has ceased, worked under) a contract of employment.

(2) In this Act “contract of employment” means a contract of service or apprenticeship, whether express or implied, and (if it is express) whether oral or in writing.

(3) In this Act “worker” (except in the phrases “shop worker” and “betting worker”) means an individual who has entered into or works under (or, where the employment has ceased, worked under)—

(a) a contract of employment, or

(b) any other contract, whether express or implied and (if it is express) whether oral or in writing, whereby the individual undertakes to do or perform personally any work or services for another party to the

contract whose status is not by virtue of the contract that of a client or customer of any profession or business undertaking carried on by the individual; and any reference to a worker’s contract shall be construed accordingly.

(4) In this Act “employer”, in relation to an employee or a worker, means the person by whom the employee or worker is (or, where the employment has ceased, was) employed.

(5) In this Act “employment” —

(a) in relation to an employee, means (except for the purposes of section 171) employment under a contract of employment, and

(b) in relation to a worker, means employment under his contract; and “employed” shall be construed accordingly.

(6) This section has effect subject to sections 43K and for the purposes of Part XIII so far as relating to Part IVA or section 47B, “worker”, “worker’s contract” and, in relation to a worker, “employer”, “employment” and “employed” have the extended meaning given by section 43K.

(7) This section has effect subject to section 75K(3) and (5).

このように、英国の雇用権法では労務供給者を以下のように区分している。

1. 全ての労働立法の適用対象となる労働者 (employee)

2. 一部の労働立法の適用対象となる就労者 (worker)
3. 労働立法の適用のない自営業者 (self-employed)

worker は employee と self-employed を包括した表現でもあり, worker の中に employee にも self-employed にも属さない者がいるという認識である。

ここでいう「自営業者」が日本の建設業における一人親方に該当するものと思われる。英国も元々は「事業者」と「労働者」の2区分方式であったが, 1997年5月にブレア労働党政権が誕生し, それ以降に非労働者への一部労働法の適用を行う法制度が現在の形に整えられている。つまり, ブレア政権は労働法の適用対象を「労働者 (employee)」ではなく, 「就労者 (worker)」とすることで, 雇用権利法, 最低賃金法, 労働時間規則, 雇用関係法, パートタイム就労者 (不利益取扱禁止) 規則の一部労働法の適用対象者とした [2]。

C.3 英国における労働安全衛生法令について

英国における自営業者を対象とした労働安全衛生法令について述べる。なお, 建設業における日英の法令比較については豊澤ら [3] が詳しい。

労働安全衛生法

英国の労働安全衛生法 (Health and Safety at Work Act: HSW) 第3条に self-employed person について以下の記載がある。

3 General duties of employers and self-employed to persons other than their employees.

(1) It shall be the duty of every employer to conduct his undertaking in such a way as to ensure, so far as is reasonably practicable, that persons not in his employment who may be affected thereby are not thereby exposed to risks to their health or safety.

(2) It shall be the duty of every self-employed person who conducts an undertaking of a prescribed description to conduct the undertaking in such a way as to ensure, so far as is reasonably practicable, that he and other persons (not being his employees) who may be affected thereby are not thereby exposed to risks to their health or safety.

A description of undertaking included in regulations under subsection (2) may be framed by reference to—

(a) the type of activities carried out by the undertaking, where those activities are carried out or any other feature of the undertaking;

(b) whether persons who may be affected by the conduct of the undertaking, other than **the self-employed person** (or his employees), may thereby be exposed to risks to their health or safety.

日本語訳

3 被雇用者以外の者に対する使用者及び自営業者の一般的な義務

(1) すべての使用者は, 合理的に実行可能な限りにおいて, その雇用していない者で影響を受ける可能性のある者が, その健康又は安全への危険にさらされないことを確保するようにその企業を運営する義務を負うものとする。

(2) 所定の内容の事業を実施するすべての自営業者は, 合理的に実行可能な限りにおいて, その事業によって影響を受ける自ら及びそれ以外の者 (被雇用者ではない者) が, これによってその健康又は安全に危険が及ばないこ

とを確保するようにその事業を運営する義務を負うものとする。

上記の(2)による規定に含まれる事業の定義は、次に関連するものである。

(a) それらの活動又はその事業の他の特徴が実施される場合で、その事業によって実行される活動の型

(b) 自営業者(又はその被雇用者)が彼等の健康又は安全に対するリスクにさらされる可能性がある場合以外の場合で、その事業の実施により人が影響を受けるかどうか。

このように労働安全衛生法第3条によって自営業者も自ら及びそれ以外の者の健康または安全に危険が及ばないようしなければならぬ旨が明記されている。

また、安全衛生庁(HSE)のホームページには、図C.2のように「Self-employed - do I have duties?」というトピックが立てられている。

この内容を翻訳すると以下のとおりである。

2011年、Löfstedt Review は、自営業者が他人に危害を加える可能性のない業務活動を行っている場合、安全衛生法を免除することを推奨しました。この勧告は政府によって受け入れられました。したがって、2015年10月1日以降、自営業者であり、労働活動が他の労働者または一般市民の健康と安全に潜在的なリスクをもたらさない場合、安全衛生法は適用されません。健康と安全に関する法律は、小説家、ジャーナリスト、グラフィックデザイナー、会計士、ファイナンシャルアドバイザー、ドレスメーカーなど、労働安全衛生にリスクをもたらさない170万人の自営業者には適用されなくなると推定しています。

また、その関連トピックとして図C.3のように

「What the law says」があり、その中で以下の記載がある。

「他人の健康と安全に対するリスク」とは何ですか？

これはあなたの仕事の結果として、他の誰か(例えば、一般の人々、クライアント、請負業者など)が危害を加えられたり負傷したりする可能性です。ほとんどの自営業者は、自分の仕事が他人の健康と安全にリスクをもたらすかどうかを知っています。あなたは自分がしている仕事を考慮し、それがリスクを生み出すかどうかを自分で判断しなければなりません。たとえば、一般の人が使用できるフェアグラウンドライド(遊園地)を運営している場合、あなたの仕事は他の人々の健康と安全に影響を与える可能性があり、法律が適用されるため、適切な措置を講じてそれらを保護する必要があります。

このようにリスクを生み出すものが誰であるかが重要であり、建設業に従事するものは周囲にリスクを生み出すため、労働安全衛生法が適用されるものとする。これは図C.4に示すトピックにも記載されている。

建設業で働く者にどのような意味をもちますか？

これは、2015年のCDMに記載されているすべての作業活動を意味します。これには、建設現場で行われるすべての作業が含まれます。建設現場とは、建設工事が行われている場所、または労働者がアクセスできる場所を意味し、商業施設と国内施設の両方に適用されます。2015年のCDMをチェックして、あなたが行っている作業が含まれているかどうかを確認してください。

The screenshot shows the HSE Executive website. The header includes the HSE logo and navigation links: Home, News, Guidance (selected), About HSE, Books, Free updates, and Contact. A search bar is visible in the top right. The breadcrumb trail reads: HSE > Guidance > Topics > Self-employed workers. The main heading is 'Self-employed - do I have duties?'. The content area contains text about the Löffstedt Review (2011) and the changes to health and safety law from 1 October 2015. A sidebar on the left lists: What the law says, Does the law apply to me?, High risk work activities, and Feedback. At the bottom, there is a feedback section with 'Yes' and 'No' buttons, and a 'Report a problem with this page' button. The footer contains various utility links like Search, A-Z, Acronyms, Site map, Copyright, Cookies, Privacy, Accessibility, Disclosure of information, and Vulnerability disclosure. A mission statement at the bottom left reads: 'HSE aims to reduce work-related death, injury and ill health.' and a language selection link is at the bottom right: 'Information in other languages'.

図 C.2 HSE の HP 「Self-employed - do I have duties?」

建設業は最もリスクの高い産業の一つであるので、CDM 2015 規則と COSHH 規則（有害物管理規則）を含むすべての関連法規を遵守する必要があることが窺える。

ローベンス報告

上記において、労働安全衛生法が免除されるか否かはリスクを生じさせるか否かが非常に重要な判断基準になっている。これは英国の労働安全衛生法の成り立ちに大きく起因していると考えられる。

英国では 1972 年に報告された「労働における安全と保健 (Safety and Health at Work)」, いわゆるローベンス報告を受けて労働安全衛生法 (HSW) が 1974 年に制定された。ここで、ローベンスによって以下の記載がある。

The primary responsibility for doing something about the present levels of occupational accidents and disease lies with those who create the risks and those who work with them.

つまり、「リスクを発生させた者とその事業を実施する者がそのリスクを担うべきである。」という理念に基づいて労働安全衛生法が策定されており、このため自営業者に対してもリスクを生じさせるか否かが判断基準になっているものと考えられる。

テイラー報告

2017 年、保守党の英国首相 May の委託によって策定された Taylor Review（以下、テイラー報

The screenshot shows the HSE website interface. At the top left is the HSE logo and 'Health and Safety Executive'. A search bar is on the top right. A navigation menu includes Home, News, Guidance (selected), About HSE, Books, Free updates, and Contact. Below the menu is a breadcrumb trail: HSE > Guidance > Topics > Self-employed workers > What the law says. On the left is a sidebar with 'Self-employed workers' and sub-links: 'What the law says' (selected), 'Does the law apply to me?', 'High risk work activities', and 'Feedback'. The main content area has the heading 'What the law says' and a sub-heading 'The Health and Safety at Work etc Act 1974 (General Duties of Self-Employed Persons) (Prescribed Undertakings) Regulations 2015, says:'. It lists two bullet points: 'if your work activity is specifically mentioned in the regulations above' and 'if your work activity poses a risk to the health and safety of others, then the law applies to you'. Below this is the heading 'What is meant by 'self-employed'?' and text explaining that self-employed means not working under a contract of employment. It also mentions HMRC's 'employment status guidance'. The next heading is 'What is a 'risk to the health and safety of others'?' and text explaining it as the likelihood of someone else being harmed. It notes that most self-employed people know if their work poses a risk and must consider it. An example of a fairground ride is given. The final heading is 'Find out more about 'risk'' and text pointing to 'risk management' guidance.

図 C.3 HSE の HP 「What the law says」

告書という) について紹介する。なお、具体的な内容については滝原による報告書 [4] や鎌田ら [1] が詳しい。

テイラー報告が策定された背景として鎌田らは以下の 3 点であると言及している。

1. 失業率が低く、雇用の質に目が向けられている状況にあること
2. 報道等によるゼロ時間契約に対する世間の関心の高まり

3. ギグ・エコノミー^{*1}において自営業を利用して税・社会保険料や雇用責任を回避することへの対応の必要性

テイラー報告の主な内容について鎌田ら [1] を引用すると以下のとおりである。

^{*1} Gig economy。ライブハウスなどで音楽活動者が行うその場限りの単発ライブをギグといい、そこからネットなどを通じて単発の仕事を受注する働き方をギグ・エコノミーという。

The screenshot shows the HSE website interface. At the top left is the HSE logo and 'Health and Safety Executive'. A search bar is on the top right. A navigation menu includes 'Home', 'News', 'Guidance', 'About HSE', 'Books', 'Free updates', and 'Contact'. Below the menu is a breadcrumb trail: 'HSE > Guidance > Topics > Self-employed workers > High risk activities'. The main content area has a sidebar on the left with links: 'Self-employed workers', 'What the law says', 'Does the law apply to me?', 'High risk work activities', and 'Feedback'. The main heading is 'High risk activities'. The text explains that high risk activities carried out by the self-employed can result in fatalities and injuries. It notes that although not specifically mentioned in regulations, many work activities (e.g., work with explosives) are still high risk because they pose a risk to health and safety. It then provides two expandable sections: 'What is meant by agriculture?' and 'What is meant by working in construction?'. The 'working in construction' section defines it as any work activity mentioned in the Construction (Design and Management) Regulations 2015, including work on construction sites where workers have access, and applies to both commercial and domestic premises. It also advises checking the 2015 regulations to see if work is included.

図 C.4 HSE の HP 「High risk activities」

テイラー報告書は、現在は労働者 (employee), 就労者 (worker), 自営業者 (self-employed) の 3 つに大きく分かれる労務供給者の法的地位について、大半の事例ではよく機能しているが、特に新しいプラットフォーム技術によって生じた事例をはじめとする限界事例において判断基準をどのように適用すべきかについて不明確な点があることを指摘し、様々な提言を行っているが、特に次の 5 つの提言が注目される。第 1 に、労務供給者の法的地位に関する判断基準を明確にするために、法律で主要原則を定めるとともに、規則や指針を活用してその詳細を定めるべきとする。第 2 に、労働者、就労者、自

営業者という現在の労務供給者の法的地位の三区分を維持しつつ、就労者概念については、依存的契約者 (dependent contractor) という名称に変えるべきとする。第 3 に、裁判例等でも散見された代替者による労務供給を許容する契約条項を定めて労働法の適用回避をする事案に対処するために、依存的契約者の判断においては、自身による労務供給は重視せず、指揮命令基準をより重視すべきとする。第 4 に、労務供給者が受けられる権利・保護をより明確化するために、現在は労働者に限られている労働条件を記載した書面の交付を、依存的契約者にも適用拡大すべきとする。第 5 に、労務供給者の法的地位が争われ

る事案では立証責任を転換し、当該労務供給者が問題となっている権利・規制の適用対象ではないことを事業者側に証明させるべきとする。

建設業との関係については、その実態と合わせて次年度の課題としたい。

英国の建設業に関する法令

英国の建設業における大きな変化として、European Union (EU) における指令「建設現場安全衛生指令 (92/57/EEC)」からの流れで、英国の建設業において Construction (Design and Management) Regulations (以下、CDM) が1994年に制定 (CDM1994) された。その後、2000年に CDM2000, 2007年に CDM2007へ改正されており、CDM2007では「安全衛生調整」を担う CDM調整者 (CDM coordinator) を設けることが定められている。英国では発注者が専門的な知識を有していないことがあるため、CDM調整者は発注者へのアドバイスを行うとともに設計者、施工者等と発注者との連絡調整も行っていた。ただし、CDM調整者は、コンサルタントが主に担っていたため、担当する建設プロジェクトに共同に取り組むという意識を生みず、第3者的な役割に留まり、うまく機能しなかった例が多く見られた。そこで実質的に建設プロジェクトに共同で取り組むため、2015年に CDM2015へ改正した。CDM2015では、CDM調整者を廃止し、新たに主設計者 (Principal Designer) という役割を設けている。主設計者は、建設プロジェクトの設計を担うだけでなく、CDM調整者の役割であった発注者へのアドバイス、設計者や施工者間の連絡調整の役割も担うものである。CDM2015は一部の注文住宅の工事で規制が緩和されているが、ほぼ全ての工事に適用される。CDM2015では、発注者および設計者の安全衛生における責務は大きいものとし、施工者や労働者の責務とともに刑罰付

きで規定している。

CDM2015は Safety Culture (安全文化) に基づき、発注者、設計者、施工者、労働者、自営業者ら関係者全てが自ら安全衛生について真摯に捉え、リスクを洗い出し、リスクを除去または低減するためにどうしたら良いかを真剣に考え、共同で取り組むことを具現化するための基盤となっている [3]。

C.4 CSCS カード

建設業就業者の職務遂行能力を担保するための資格制度があり、建設技能認証制度 (The Construction Skills Certification Scheme, CSCS) が広く普及している。CSCSは1995年に導入された任意の制度であり、HSEが運営するものではない。2001年に建設業界が現場では職務遂行能力を持つ労働者のみを作業させることを公約したため、CSCSが広く採用され、急速に普及した。現在、ほとんどの建設現場は CSCSの資格を有した者しか労働を許可していない。

この CSCS カードの取得において安全衛生の知識が必要であり、技術とともに就労者の管理が可能となっている。なお CSCS カードにはその職種や熟練度に応じていくつか種類がある。現在の CSCS カードの種類を図 C.5 に示す。以前は黄色の Visitor カードがあり、建設技能者以外も建設現場に入場する場合は CSCS カードを必要としたが、このイエローカードは2018年に廃止されている*2*3。

C.5 労災保険制度について

英国の労災保険制度について既往研究 [5] が詳しい。以下にその一部を抜粋する。

*2 The Official site for the Construction Skills Certification Scheme, Visitor card withdrawal <https://www.cscs.uk.com/applying-for-cards/withdrawn-cards/visitorcard/>

*3 The Official site for the Construction Skills Certification Scheme, CSCS to withdraw the Construction Site Visitor card <https://www.cscs.uk.com/news/visitornews/>

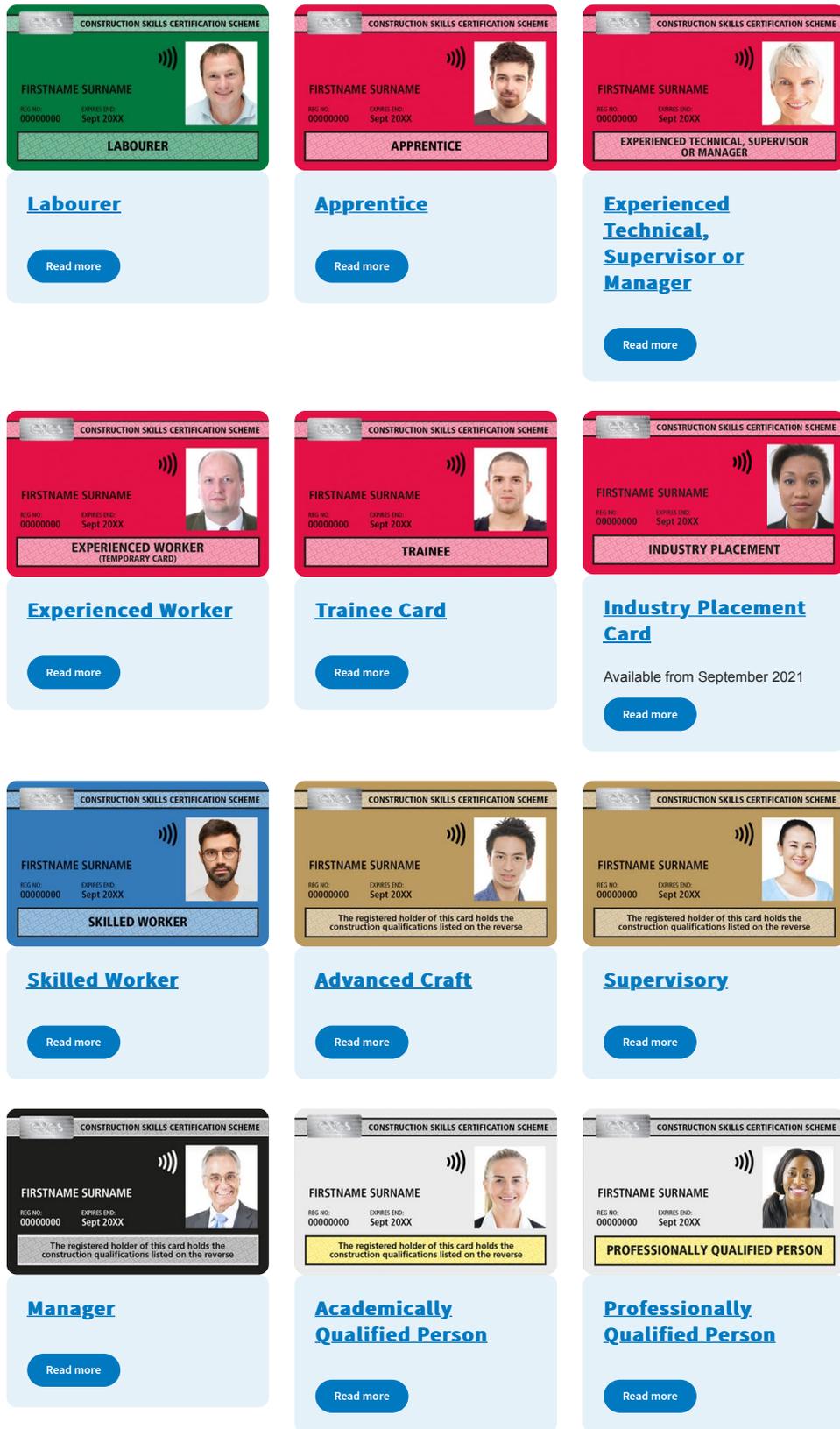


図 C.5 CSCS カードの種類

自営業者 (self-employed) に対する労災保険制度の適用あるいは特別加入の制度はない。この点に関して、1978年にピアソン卿を議長とする「人身傷害に関する民事責任と補償に関する王立委員会」(ピアソン委員会)は、自営業者にも労災保険制度を適用するよう提案する報告書を提出している。その後、1991年および1993年に労働(業務)災害諮問委員会 (Industrial Injuries Advisory Council)も、建設および農業に従事する自営業者に対してのみ保険適用を行ってはどうかと提案する報告書を提出した。これらの報告書に対して、政府は、自営業者からの労災保険による保護の要求があるとは思えないこと、また業務の範囲(適用範囲)の確定が困難であること等を理由に拒否している。(p.129)

独立自営業者

2020年3月時点では、クラウドワーカーやプラットフォームワークで就労する独立自営業者の労災保険による保護について、特別の立法は存在しない。現行法を前提として、法形式的には自営業者とされている者であっても、就労の実態をみて、被用者性が認められる場合には、被用者として労災保険の対象者となり得る。(p.137)

英国の労災保険制度について、自営業者 (self-employed) に対する労災保険制度の適用あるいは特別加入の制度はない。建設業における自営業者についてどのような措置がとられているのか、その実態調査は次年度の課題とする。

C.6 世界の動向

柴田 [6]によると、世界的にも雇用類似者のようないわゆる自営業者と労働者との中間に位置する就労者に対する行政政策について問題となっており、以下のとおりまとめられている。

ドイツでは、自営業者とされながら労働者とのグレーゾーンに位置すると考えられる就業者が93.8万人(全就業者の約3%)に上ると報告され、フランスでは雇用外部化により法的には独立自営業者であってもその独立性が虚構に過ぎない形態によって生じていることを指摘した研究がある。イタリアでは経済的には従属しているが自営業者と扱われることの多い準従属労働者が2004年10-12月期で40.7万人、オーストラリアでは1998年にその実態が労働者に類似する従属的自営業者が21.5万人(全就業者の2.6%)、アメリカでは独立契約者が1995年831万人(雇用労働者の6.7%)に上っている。この間こうした個人請負就労者の活用の世界的な広がり、雇用という枠を取り外し、労働コストの削減を図るといふ新自由主義的な労働規制の緩和が世界的に進んでいることの証左といえる。こうした中で、ILOは2006年にジュネーブにおいて、就業実態は労働者に類似しているが自営業者とされ、各種労働法の適用から除外されるいわゆる個人請負就労者の法的保護に関する文言を盛り込んだ『雇用関係勧告(第198号)』を採択した。

上記のとおり、ILOが2006年にジュネーブにおいて、採択した『雇用関係勧告(第198号)』の内容を以下に示す。

[概要]

雇用関係の存在の実効的な確立及び被用者と自営労働者の区別に関する国の政策を労使と協議の上、策定し、採択すること、偽装された雇用関係に対する対策を講じ、あらゆる形態の契約取り決めに適用される基準を確保することを加盟諸国に提案する勧告

勧告は、1) 雇用関係にある労働者を保護するための国内政策、2) 雇用関係存在の決定、3) 監視と実行、4) 最終項の4部23項から構成され、弱い立場にある労働者を中心に、誰もが保護を求められるべきであること、そして保護は迅速に成果が達成され、自主的な遵守を奨励するような効率的、実効的かつ包括的な立法を基礎とすべきことなどを提案する。

この2006年の雇用関係勧告を受けて、各国が対応を進めたと推察され、その具体的な内容の調査については次年度の課題とする。

D 考察

英国においては、self-employed（自営業者）の区分があり、これが日本の建設業における一人親方等に相当するものと思われる。英国では、建設業において労働者と自営業者の人数比は1:0.57であり、これは日本における労働者と一人親方等の比1:0.27より高いことがわかった。また、英国の建設業における自営業者の死亡率は労働者と比較して常に低水準にある。これは1981年から続いている傾向であり、その要因については文献調査からでは不明であった。

また、自営業者であっても建設業においては、他人にリスクを生じさせるため、労働安全衛生法を始め、CDM 2015規則とCOSHH規則（有害物管理規則）を含むすべての関連法規を遵守する必要がある。労働安全衛生法第3条(2)には、「所定の内容の事業を実施するすべての自営業者は、合理的に実行可能な限りにおいて、その事業によって影響を受ける自ら及びそれ以外の者（被雇用者ではない者）が、これによってその健康又は安全に危険が及ばないことを確保するようにその事業を運営する義務を負うものとする。」と記載されており、自営業者もその義務が明記されている。

実現場においては、1995年に業界団体が立ち上げたCSCSカードが導入され、各就労者の技能レベルによってクラス分けされると同時に、これによって安全衛生知識レベルも担保されている。

英国の建設業では、Safety Culture（安全文化）に基づき、自営業者に限らず、発注者、設計者、施工者、労働者、自営業者ら関係者全てが自ら安全衛生について真摯に捉え、リスクを洗い出し、リスクを除去または低減するためにどうしたら良いかを真剣に考え、共同で取り組むことを目指しており、またそれを具現化するためにCDM2015規則があるものと思われる。

E 結論

本分担研究では、英国の建設業における自営業者に対する行政政策について調査した。英国の建設業では、自営業者も労働安全衛生法が適用され、事業によって影響を受ける自ら及びそれ以外の者が、その健康又は安全に危険が及ばないことを確保するようにその事業を運営する義務を負う。

建設業における自営業者の死亡率が労働者と比較して低いことや、日本と比較して自営業者の割合が高いことが確認され、この背景要因については次年度のヒアリング調査によって明らかにする。

F 研究発表

F.1 論文発表

該当なし

F.2 学会発表

1. 大幡勝利, 高橋弘樹, 吉川直孝, 平岡伸隆 (2021) 建設業における安全衛生対策の海外の制度. 安全工学シンポジウム 2021, 講演予稿集, pp. 168-169.

G 知的所有権の取得状況

該当なし

参考文献

- [1] 鎌田 耕一 et al. “雇用類似の働き方に関する諸外国の労働政策の動向 一独・仏・英・米調査から一”. In: **労働政策研究報告書** 207 (2021).
- [2] 柴田 徹平. “建設業一人親方の長時間就業の要因分析”. In: **労働社会学研究** 17 (2016), pp. 26–46. DOI: 10.20750/jjals.17.0_26.
- [3] 豊澤 康男, 大嶋 勝利, and 吉川 直孝. “日英比較に基づく建設工事の労働安全衛生マネジメント等の検討”. In: **土木学会論文集 f6 (安全問題)** 71.2 (2015), I_1–I_12. DOI: 10.2208/jscejsp.71.I_1.
- [4] 滝原 啓允. “イギリス労働法政策の現代的展開—Taylor Review の概要と同報告書による勧告の具体的内容”. In: *JILPT Discussion Paper* 21.05 (2021).
- [5] 山本 陽大 et al. “労災補償保険制度の比較法的研究—ドイツ・フランス・アメリカ・イギリス法の現状からみた日本法の位置と課題”. In: **労働政策研究報告書** 205 (2020). URL: <https://www.jil.go.jp/institute/reports/2020/0205.html> (visited on 06/07/2021).
- [6] 柴田 徹平. **建設業一人親方と不安定就業 —労働者化する一人親方とその背景—**. 東信堂, 2017. 207 pp.